
一般社団法人日本婦人科がんアカデミー 定款

<https://square.umin.ac.jp/jgoa/index.html>

一般社団法人日本婦人科がんアカデミー 定款

第1章 総 則

第1条 (名称)

当法人は、一般社団法人日本婦人科がんアカデミーと称し、英文では Japan Gynecologic Oncology Academy (JGOA) と表記する。

第2条 (目的)

当法人は、国内外の若手婦人腫瘍科医を育成し、アジアを中心とした海外医療機関への教育・支援に貢献することを目的とする。

2. 当法人は、前項の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 研究会、シンポジウム、セミナーの企画、開催
- (2) 医師に対する研修、支援、人材育成
- (3) 海外医療機関への教育支援
- (4) 婦人科がんの診断・治療に関する研究、ノウハウの蓄積、公開
- (5) 婦人科がんの診断・治療に関する内外の諸機関、団体、研究機関、教育機関との情報交換、連携及び協力
- (6) 書籍、雑誌、印刷物の企画、制作、販売
- (7) その他、当法人の目的達成に必要な事業

第3条 (主たる事務所の所在地)

当法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

第4条 (公告方法)

当法人の公告方法は、官報に掲載してする。

第2章 社 員

第5条 (種別)

当法人の会員は、次の3種とし、業務運営会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）上の社員とする。

(1) 業務運営会員

当法人の目的に賛同し、かつ当法人の業務運営を担う目的で入社した個人又は団体

(2) 一般会員

当法人の目的に賛同して入社した医師

(3) 賛助会員

当法人の事業を賛助するため入社した個人又は団体

第6条（入社）

当法人の成立後、業務運営会員、一般会員及び賛助会員（以下「会員等」という。）となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得なければならない。

第7条（社員名簿）

当法人は、会員等の氏名及び住所を記載した「会員名簿」を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2. 前項の「会員名簿」をもって法人法上の社員名簿とする。
3. 当法人の業務運営会員等に対する通知又は催告は、「会員名簿」に記載した住所、若しくは、業務運営会員等が当法人に通知した居所に宛てて行うものとする。

第8条（資格喪失）

当法人の会員等が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- （1）退社したとき。
- （2）死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- （3）除名されたとき。
- （4）業務運営会員全員の同意があったとき。

第9条（退社）

会員等は、代表理事が定める届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

第10条（定款の定めによる退社）

当法人の会員等が、当法人の名誉を毀損したり、当法人の目的に反する行為をし、会員等としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、総業務運営会員の半数以上であって、総業務運営会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって、その会員資格を喪失させることができる。

第11条（会員資格喪失に伴う権利及び義務）

会員等が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員等としての権利を失い、義務を免れる。業務運営会員については、法人法上の社員としての地位を失う。但し、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2. 当法人は、会員等がその資格を喪失しても、既に納入された会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

第12条（招集）

当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

2. 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数の決定によ

り代表理事がこれを招集する。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。

3. 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、業務運営会員に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面であることを要しない。

第13条（招集手続の省略）

社員総会は、業務運営会員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

第14条（議長）

社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、他の理事がこれに代わる。

第15条（決議の方法）

社員総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した業務運営会員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、法人法第49条第2項に定める決議は、総業務運営会員の半数以上であって、総業務運営会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

第16条（社員総会の決議の省略）

社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は業務運営会員から提案があった場合において、その提案に業務運営会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

第17条（議決権の代理行使）

業務運営会員は、当法人の業務運営会員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

第18条（社員総会議事録）

社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長がこれに記名押印又は電子署名し、これを主たる事務所に10年間備え置くものとする。

第4章 理事及び代表理事

第19条（理事の員数）

当法人の理事の員数は、1名以上とする。

第20条（理事の選任の方法）

当法人の理事の選任は、社員総会において総業務運営会員の議決権の過半数を有する業務運営会員が出席し、出席した当該業務運営会員の議決権の過半数をもって

行う。

第21条（代表理事）

当法人に理事が2人以上いるときは、社員総会の決議によって代表理事1人を選定するものとする。

第22条（理事の任期）

理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2. 補欠又は増員のため選任された理事の任期は、前任理事又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

第23条（報酬等）

理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 計 算

第24条（事業年度）

当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

第25条（計算書類等の定時社員総会への提出等）

代表理事又は理事は、毎事業年度、計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書を定時社員総会に提出しなければならない。

2. 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告書については代表理事又は理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

第26条（計算書類等の備置き）

当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書を、定時社員総会の日から1週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

第6章 附 則

第27条（定款に定めのない事項）

本定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に定めるところによる。

以上、当法人の定款に相違ありません。

令和 6 年 3 月 12 日

東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目 1 6 番 8 号水天宮平和ビル 5 階
一般社団法人日本婦人科がんアカデミー
代表理事 加 藤 友 康